

## 認可外保育施設等利用料の無償化に係る請求方法のご案内

認可外保育施設等を利用し発生した費用は、申請をすることで無償化の対象となります。

## 1. 提出書類について

白岡市こども保育課へ、以下の書類を期日までに提出してください。郵送も可とします。

## 【提出書類】

- ・施設等利用費請求書
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書 (原本)  
 ※ファミリー・サポート・センター事業を併用している方は、「領収証兼提供証明書」ではなく「活動報告書」をご提出ください。
- ・通帳の写し等の口座情報が確認できる書類 **【新規・変更の方のみ】**  
 ※振込み先については、保護者様の口座となります。
- ・委任状 **【該当の方のみ】**  
 ※請求者と口座名義が異なる場合、提出が必要です。

## 注意

※領収書・提供証明書を添付できない場合は、請求していただくことができません。請求があった場合でも、却下となります。領収書兼提供証明書は、紛失しないようご注意ください。

※幼稚園の預かり保育と併用して、認可外保育施設等を利用している場合は、認可外保育施設等から発行された「領収書兼提供証明書」を、幼稚園から配布された「施設等利用費請求書」に添付し、幼稚園へ提出してください。

## 2. 請求期日について

白岡市こども保育課への請求書の提出期日は以下のとおりです。

預かり利用時期	市への提出期日	振込予定日
4～6月	7月20日	8月末
7～9月	10月20日	11月末
10～12月	1月20日	2月末
1～3月	4月20日	5月末

※請求書の提出忘れ等があった際は、次の請求書受付月にご提出いただけます。ただし、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年間です。20日が休日の場合は20日の前日までにご提出してください。

## 3. 転入・転出時の注意事項について

転入されるまでの請求は、転入前の住所地で手続きが必要となりますので、前住所地にて申請を行ってください。転出されたかたは、直接白岡市こども保育課の窓口へ提出してください。郵送も可とします。なお、万が一郵便紛失・破損事故が起きた場合、こちらでは責任を負いかねますのでご了承ください。

〒349-0215

白岡市千駄野 445 はびすしらおか 1階

白岡市 健康福祉部 こども保育課 学童保育担当

電話：0480-92-1111（内線 183・184）

mail：hoiku@city.shiraoka.lg.jp

